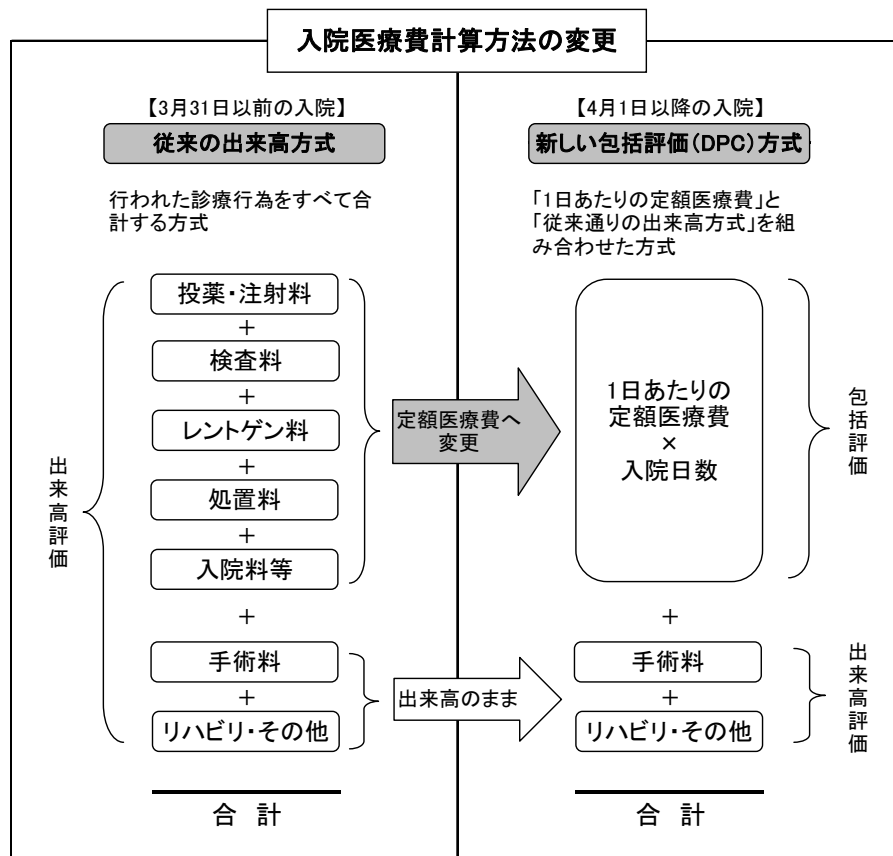


DPC制度導入による 入院医療費計算方法変更のお知らせ

当院では、医療の質の向上・標準化を目的に平成22年4月1日より包括評価制度(DPC)を導入いたしますので、入院医療費の計算方法が変更になります。

これまでの入院医療費の計算方法は、診療行為ごとに金額を積み上げて計算する出来高方式でしたが、新たな計算方法では、あらかじめ国が定めた病名（厳密には病名と診療行為を組み合わせた診断群）ごとの1日当たりの定額医療費をもとに計算する包括評価方式となります。



DPC制度導入で何が変わるのですか？

- 今までは、月2回の定期請求（15日と月末）と退院時請求でお支払いいただきましたが、DPC制度導入にあたりすべての患者様に月1回の定期請求（月末締め、翌月10日以降請求書配布）と退院時請求に変わります。
- 国の定めるDPC制度では、1入院に対して1病名（主病名のみ）の治療が原則となります。その為、主病名以外の疾病に関しては、主治医の判断（緊急度等）により、外来で行えるものは、退院後または入院前に外来にて治療していただく場合があります。

病院からのお願い

当院又は他の医療機関で、お薬を処方されている患者様は、入院中も継続して服用できるよう、入院時に服用中のお薬をご持参ください。

包括評価制度（DPC）とは

医療の質の向上・標準化を目的に考案された国の制度であり、あらかじめ国が定めた診断群（病名と診療行為の組み合わせ）ごとの1日当たりの定額医療費（包括評価部分）と、定額医療費に含まれない手術や一部検査、処置等、従来通りの出来高払い制度（出来高評価部分）を組み合わせた新しい制度です。

一般病棟に入院される患者様がDPCの対象となりますが、次の場合を除きます。

- 厚生労働省（国）が別に定めた病気や治療内容の患者様
- 労災・交通事故等の自由診療、入院後24時間以内に亡くなられた患者様
- 歯科口腔外科入院、亜急性期入院医療管理料の対象となられた患者様
- 結核病棟、回復期リハビリテーション病棟の対象となられた患者様

※外来患者様につきましては、今まで通り「出来高計算方式」で変更ありません。

DPC制度に関するQ&A

Q 医療費の計算方法はいつから変わるのですか？

A 平成22年4月1日以降入院された患者様が対象となります。平成22年3月31日現在ご入院中の患者様につきましては、引き続き2ヶ月間は出来高計算となり、平成22年6月1日診療分からDPC包括払い方式となります。

Q DPCになると、診療費は高くなりますか、安くなりますか？

A 患者様の病気の種類（病名）と診療内容によって1日あたりの医療費が決まるため、従来の出来高算定方式と比べて高くなることもあれば安くなることもあります。

Q 高額療養費の扱いはどうなるのですか？

A 高額療養費制度の取り扱いは従来と変わりません。また、限度額認定証をお持ちの場合の一部負担金の取り扱いも従来と変わりません。

Q 病名や治療内容が途中で変更になった場合はどうなりますか？

A DPCでは、1入院に対して1病名の治療が原則となります。病状や治療内容によっては、入院当初の病名が入院途中で変更になる場合があります。この場合には入院初日に遡って医療費の計算をやり直すため、請求額が変更となります。これにより退院時等に前日までの支払額との差額調整を行うことがありますので、予めご了承ください。

新しい支払い制度について、ご不明な点などございましたら、医事課までお問い合わせください。

患者様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

病 院 長